

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 4 月 4 日（火）第 401 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○漁船保険付保義務発生	（水産振興課取扱い）	1
○基本測量の終了（2件）	（監理課取扱い）	1
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課取扱い）	2
○証紙販売人の指定	（会計課取扱い）	2
公 告		
○一般競争入札公告	（県立薩南病院取扱い）	2
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い）	4
県 立 病 院 局 企 業 告 示		
○指定納付受託者の指定（2件）	（県立病院課取扱い）	5

告 示

鹿児島県告示第338号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、東串良加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 5 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和5年1月31日鹿児島県告示第92号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和5年1月31日鹿児島県告示第91号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第341号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から令和4年9月2日鹿児島県告示第681号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月22日終了した旨の通知があった。

令和5年4月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第342号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月4日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区	域
桜ヶ丘3地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市中山一丁目2929番5
	2号 3号	鹿児島市中山一丁目2936番2
	4号	鹿児島市桜ヶ丘五丁目44番16
	5号	鹿児島市桜ヶ丘五丁目43番1
	6号	鹿児島市桜ヶ丘五丁目43番5
	7号 8号	鹿児島市桜ヶ丘六丁目52番7
	9号 10号 11号	鹿児島市中山一丁目2928番

鹿児島県告示第343号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

令和5年4月4日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
東串良町 町長 宮原順	肝属郡東串良町川西 1543番地	肝属郡東串良町川東 3429番地 柏原簡易郵便局内	令和5年3月27日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年4月4日

県立薩南病院長 三枝伸二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
 - ア 建築物の清掃サービス（県立薩南病院（外来・管理棟）の清掃業務）
 - イ 建築物の清掃サービス（県立薩南病院（病棟）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所
 - ア (1)の ア 県立薩南病院（外来・管理棟）
 - イ (1)の イ 県立薩南病院（病棟）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1号、第5号、第6号及び第7号に該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)のイにおいては、清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 1の(1)のイにおいては、清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として2年以上の経験を有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (10) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- (11) 入院患者を受け入れる医療機関の清掃業務を受託し、かつ誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1の(1)のイ 令和5年4月25日午後1時30分
- (イ) 1の(1)のイ 令和5年4月25日午後2時

イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 県立薩南病院総務課
- (イ) 交付期限 令和5年4月14日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき

は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第28号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年4月4日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号

ぱちんこ遊技機	P 銀河鉄道 9 9 9 N J L O Y U 1 Y	株式会社アムテックス	2P1248
ぱちんこ遊技機	P ブラックラグーン 4 G F P J	株式会社銀座	310030
回胴式遊技機	L バイオハザードヴェンデッタ Z X	サミー株式会社	2S1818

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年4月4日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
九州カード株式会社
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和5年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる収入
県民健康プラザ鹿屋医療センター及び県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鹿児島県県立病院局企業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年4月4日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和5年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる収入
県立始良病院、県立薩南病院及び県立北薩病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで